

サン・ファイン日本語学校 学則

第1章 総則

(基本理念)

第1条

言語習得の課程の中で、異文化理解を深めコミュニケーション能力を育成するとともに日本社会で活躍できる人材の育成を目指す。

(目的)

第2条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語教育を通して文化、歴史、社会を理解し、大学、専門学校等への進学に必要な言語能力の習得を目的とし日本社会で活躍できる人材となるように育成することを目的とする。

(名称)

第3条 本学は「サン・ファイン日本語学校」という。

(位置)

第4条 本学は、愛知県一宮市八幡5丁目1番108号に置く

(自己点検・評価)

第5条 本学はその教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第6条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

| コース名 | 修業年数 | 収容定員 | クラス数 | 授業時数 | 備考 |
|----------------|-----------|------|------|----------|-------|
| 進学2年 コース | 2年 | 40名 | 2クラス | 1600単位時間 | 4月入学 |
| 進学1年6か 月コース | 1年6か 月 | 40名 | 2クラス | 1200単位時間 | 10月入学 |
| 計 | | 80名 | 4クラス | | |

(始期・終期等)

第7条

本学の進学2年コースは、4月1日に始まり翌年度3月31日に終わる。

本学の進学1年6か月コースは、10月1日に始まり翌年度3月31日に終わる。

2. 前項の期間を分けて2つの学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（7月後半から約3週間）
- (4) 秋季休業（9月後半から約2週間）
- (5) 冬季休業（12月後半から約2週間）
- (6) 春季休業（3月後半から約2週間）

2. 教育上必要でありやむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設ける、または休業日を変更することができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第9条 本学の始業及び就業時刻は、次のとおりとする。

午前クラス 8時30分から12時

午後クラス 13時から16時30分

2. 校長が必要と認めるときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本学の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。ただしここにいる授業時数の1単位時間は45分とする。1年間に履修させる授業時数は800時間とする。

(1) 進学2年コース

| 授業科目 | 内容 | 週当たりの授業時数 | | |
|----------|--------------|-----------|------|------|
| | | 初級 | 初中級 | 中級 |
| 日本語総合 | 基礎から学び対話力を養う | 12.5 | 12.5 | 12.5 |
| 文字語彙（漢字） | 漢字をはじめ語彙を養う | 2.5 | 2.5 | 2.5 |
| 読解 | 読む力、書く力を養う | 2.5 | 2.5 | 2.5 |
| 聴解 | 聞く力、話す力を養う | 2.5 | 2.5 | 2.5 |

※読解聴解は各週で時数が変動することがある

※学生の実態に応じて一部変更することがある。

(2) 進学1年6か月コース

| 授業科目 | 内容 | 週当たりの授業時数 | |
|----------|--------------|-----------|------|
| | | 初級 | 中級 |
| 日本語総合 | 基礎から学び対話力を養う | 初中級 | 中級 |
| 文字語彙（漢字） | 漢字をはじめ語彙を養う | 12.5 | 12.5 |
| 読解 | 読む力、書く力を養う | 2.5 | 2.5 |
| 聴解 | 聞く力、話す力を養う | 2.5 | 2.5 |

※読解聴解は各週で時数が変動することがある

※学生の実態に応じて一部変更することがある。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、「聞く・読む・話す（やり取り）・話す（発表）・書く」の4技能5領域における定期試験を行い、学習意欲態度等と統合的に評価する。評価は5段階とする。

(日本語教育課程修了の要件)

第12条 各授業科目について当該課程で定めた到達目標の達成度を含む11条に定める学習の評価及び出席率85%以上を修了の基準とする。

2. 教育課程の開始時に修了要件を生徒に伝える。

(教職員組織)

第13条 本学に次の教職員を置く

- (1) 校長 1人
 - (2) 主任教員 1人
 - (3) 教員 5人以上（うち専任2人以上）
 - (4) 生活指導 2人以上（うち専任2人以上）
 - (6) 事務職員 3人以上（うち専任1人以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本学への入学資格は、次の条件をすべて満たしていることとする。

- (1)申請時に18歳以上であること
- (2)母国あるいは外国で12年以上の中等教育
- (3)日本の大学、専門学校等の高等教育機関への進学を希望すること

- (4)日本語能力が JLPT の N5 以上に相当するもの
- (5)申請者が上陸拒否事由（入管法第 5 条）に該当しないこと

（入学時期）

第 15 条 本学への入学は年 2 回とし、その時期は、4 月および 10 月とする。

（入学手続き）

第 16 条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1)本学へ入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2)前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3)本学が出入国在留管理局に対し、入学許可を受けた者の在留資格認定証明書交付申請を代理人として実施する。
- (4)在留資格認定証明書の交付を受けた者は、指定期日までに第 22 条に定める納付金を振り込むとともに必要な書類を本学に提出して、入学の手続きをする。

（休学・復学）

第 17 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により、引き続き 7 日以上休学しようとする場合は休学を願い出ることができる。その場合には休学事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて、申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（退学・転学）

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長に届け出を行わなければならない。

- 2 他の学校に転学を志望する学生のあるときは、学生は必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出ることができる。校長は、その事由を具し、学生の必要な書類を転学先の校長に送付する。

- 3 自然災害等により本学が教育を継続することが困難となり転学を余儀なくされた場合においては、学生に不利益が生じないよう転学支援を行うこととする。

（卒業）

第 19 条 第 12 条における要件を満たした者に対し、教務議会にて審議を行い一定の評価を受けた者に対して、校長が卒業を認定する。

- 2. 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第20条 本学は、学業成績が優秀で他の学生の模範となる者、または本学の名誉を高めた者に対し、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第21条 本学は、学則その他の規程に違反し、または学生としての本分に反する行為があった者教育上必要と認められるときは、校長は当該生徒に対し、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席率が著しく低い者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

第22条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース

| 1年目 | | 2年目 | |
|-------|----------|-------|----------|
| 入学金 | ¥30,000 | | |
| 授業料 | ¥630,000 | 授業料 | ¥630,000 |
| 施設費 | ¥20,000 | 施設費 | ¥20,000 |
| 設備費 | ¥20,000 | 設備費 | ¥20,000 |
| 教材費 | ¥25,000 | 教材費 | ¥25,000 |
| 課外活動費 | ¥20,000 | 課外活動費 | ¥20,000 |
| 保険料 | ¥10,000 | 保険料 | ¥10,000 |
| 健康管理費 | ¥10,000 | 健康管理費 | ¥10,000 |
| その他 | | その他 | |

(2) 進学1年6か月コース

| 1年目 | | 2年目 | |
|-------|----------|-------|----------|
| 入学金 | ¥30,000 | | |
| 授業料 | ¥630,000 | 授業料 | ¥315,000 |
| 施設費 | ¥20,000 | 施設費 | ¥10,000 |
| 設備費 | ¥20,000 | 設備費 | ¥10,000 |
| 教材費 | ¥25,000 | 教材費 | ¥12,500 |
| 課外活動費 | ¥20,000 | 課外活動費 | ¥10,000 |
| 保険料 | ¥10,000 | 保険料 | ¥5,000 |
| 健康管理費 | ¥10,000 | 健康管理費 | ¥10,000 |
| その他 | | その他 | |

(納入)

第23条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 入国前においても、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第24条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第25条 すでに納入した生徒学納金は、原則として返還しない。ただし、納付金納入後に生徒の不入学又は退学等の返還の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 入国審査前に入学を辞退する場合、または在外公館において入国査証の申請を行ったが発給されず来日できなかった場合は、入学許可証の返却及び当該事実の確認後、出入国在留管理局に報告の上、入学検定料及び入学金を除く納付金を返還する。なお、返還の時期は在留資格認定証明書の返納後とする。

(2) 入学した生徒が中途退学した場合、納付金に関して未受講分の授業料及び施設費・設備費に関しては月割りまたは日割りで返金をする。

第 6 章 雑則

(寄宿舍)

第 26 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 27 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。実施科目については学校保健安全法施行規則第 6 条に準拠する。

(細則)

第 28 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。